

改正前	改正後
<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（地位の承継申請書）</u></p> <p>第4条 施行規則第2条第1項に規定する営業者の地位の合併による承継の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、許可証を添付するものとする。</p> <p>3 市長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併）（様式第5号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（合併）（様式第6号）によるものとする。</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、許可証を添付するものとする。</p> <p>3 市長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（分割）（様式第8号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（分割）（様式第9号）によるものとする。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（営業者の地位の承継承認申請書）</u></p> <p>第3条の2 施行規則第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（様式第3号の2）によるものとする。</p> <p>2 市長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（譲渡）（様式第3号の3）を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（譲渡）（様式第3号の4）によるものとする。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>2 市長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併）（様式第5号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（合併）（様式第6号）によるものとする。</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>2 市長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（分割）（様式第8号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（分割）（様式第9号）によるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>第6条（略）</p> <p><u>2 前項の申請書には、許可証を添付するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>法第3条の3第1項</u>の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（相続）（様式第11号）を申請者に交付するものとする。</p> <p><u>4</u> <u>法第3条の3第3項</u>において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（相続）（様式第12号）によるものとする。</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>（許可証の書換え交付）</u></p> <p><u>第8条 市長は、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び前条後段の規定により許可証の提出を受けたときは、それを提出した者に許可証を書き換えて交付するものとする。</u></p> <p>第9条～第17条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第6条（略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>法第3条の4第1項</u>の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（相続）（様式第11号）を申請者に交付するものとする。</p> <p><u>3</u> <u>法第3条の4第3項</u>において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（相続）（様式第12号）によるものとする。</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>（許可証の書換え交付）</u></p> <p><u>第8条 法第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項の承認を受けた営業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。</u></p> <p><u>（1）許可証</u></p> <p><u>（2）法第3条の3第1項の承認を受けた営業者の場合は、合併後に存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により旅館業の営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書</u></p> <p><u>2 市長は、前条後段及び前項の規定により許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</u></p> <p>第9条～第17条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

改正前

改正後

様式第1号(表)

様式第1号(表)

旅館業営業許可申請書

旅館業営業許可申請書

年 月 日

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

(あて先) 千葉市保健所長

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (※)	
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (※)	
<small>(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ
	所在地	千葉市 区 (電話)
営業の種別*	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
旅館業法施行規則第5条第1項に該当することの有無*	無・有 ()	
構造設備の概要*		
営業開始予定年月日		

営業施設	名称	フリガナ
	所在地	千葉市 区 (電話)
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
旅館業法施行規則第5条第1項に該当することの有無	無・有 ()	
構造設備の概要		
営業開始予定年月日		

手数料領収印	受 付 印
円	

手数料領収印	受 付 印
円	

改正前	改正後					
<p>様式第 1 号 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="237 284 1010 775"> <tr> <td data-bbox="237 284 842 775"> <p>申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (以下のとおり) に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ((8) において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が (1) から (5) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="842 284 1010 775"> <p>無・有 (内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 付近見取図 (営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径 100 メートルの区域内における法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 構造設備を明らかにする平面図 配置図及び立面図 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 事業譲渡の場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類 その他市長が必要と認める書類及び図面 <p>【事業譲渡の場合】 事業譲渡により譲り受けたものから変更がない場合に限り、*印の事項については記載を省略、添付書類 2～3 については添付を省略することができます。</p> <table border="1" data-bbox="248 1185 987 1337"> <tr> <td data-bbox="248 1185 987 1337"> <p>私は、本施設の営業を</p> <p>_____ から譲り受け (ました・ます)。</p> </td> </tr> </table> <p>様式第 2 号～様式第 3 号 (略)</p>	<p>申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (以下のとおり) に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ((8) において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が (1) から (5) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有 (内容)</p>	<p>私は、本施設の営業を</p> <p>_____ から譲り受け (ました・ます)。</p>	<p>様式第 1 号 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="1133 284 2063 874"> <tr> <td data-bbox="1133 284 1861 874"> <p>申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (以下のとおり) に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ((8) において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が (1) から (5) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="1861 284 2063 874"> <p>無・有 (内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 付近見取図 (営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径 100 メートルの区域内における<u>旅館業法第 3 条第 3 項各号</u>に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 構造設備を明らかにする平面図 配置図及び立面図 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 その他市長が必要と認める書類及び図面 <p>様式第 2 号～様式第 3 号 (略)</p>	<p>申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (以下のとおり) に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ((8) において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が (1) から (5) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有 (内容)</p>
<p>申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (以下のとおり) に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ((8) において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が (1) から (5) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有 (内容)</p>					
<p>私は、本施設の営業を</p> <p>_____ から譲り受け (ました・ます)。</p>						
<p>申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号 (以下のとおり) に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ((8) において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が (1) から (5) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有 (内容)</p>					

改正前

改正後

(新設)

様式第3号の2 (表)

旅館業営業承継承認申請書 (譲渡)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

譲渡人	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@
譲受人	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
	生年月日	年 月 日
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
譲渡予定年月日	年 月 日			

手数料領収印	受付印
円	

改正前	改正後		
(新設)	<p>様式第3号の2 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="1128 288 2069 874"> <tr> <td data-bbox="1128 288 1872 874"> <p>譲受人が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((8)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="1872 288 2069 874"> <p>無・有(内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 2 旅館業の譲渡を証する書類 3 譲受人が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 4 その他市長が必要と認める書類 	<p>譲受人が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((8)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>
<p>譲受人が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((8)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>		

改正前	改正後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>様式第3号の3</u></p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（譲渡）</p> <p style="text-align: right;">譲渡人：住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">譲受人：住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称</p> <p>2 営業施設の所在地 千葉市 区</p> <p>3 承認番号 第 号</p> <p>4 承認の条件</p> <p style="text-align: center;">この承認の効力は、譲渡日をもって生じる。</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>

改正前	改正後
<p><u>(新設)</u></p>	<p>様式第3号の4</p> <p style="text-align: right;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（譲渡）</p> <p style="text-align: right;">譲渡人：住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">譲受人：住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付で申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項（第3項）の規定により承認しない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉市保健所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

改正前

改正後

様式第4号(表)

様式第4号(表)

旅館業営業承継承認申請書(合併)

旅館業営業承継承認申請書(合併)

年 月 日

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

(あて先) 千葉市保健所長

主たる事務所の所在地	
名称	
代表者の氏名	(※)
<small>(※) 記名押印又は法人の代表者が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により法人の代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

主たる事務所の所在地	
名称	
代表者の氏名	(※)
<small>(※) 記名押印又は法人の代表者が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により法人の代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区	(電話)	
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
合併後存続 (合併により設立) する法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合併により消滅 する法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合併予定年月日	年 月 日			

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区	(電話)	
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
合併後存続 (合併により設立) する法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合併により消滅 する法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合併予定年月日	年 月 日			

手数料領収印	受 付 印
円	

手数料領収印	受 付 印
円	

改正前	改正後				
<p>様式第4号(裏)</p> <table border="1" data-bbox="168 287 1070 810"> <tr> <td data-bbox="168 287 884 810"> <p>合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="884 287 1070 810"> <p>無・有(内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併後存続(合併により設立)する法人の定款又は寄附行為の写し 2 合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)の名簿 3 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 4 現に交付を受けている旅館業営業許可証 	<p>合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>	<p>様式第4号(裏)</p> <table border="1" data-bbox="1131 287 2063 834"> <tr> <td data-bbox="1131 287 1870 834"> <p>合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="1870 287 2063 834"> <p>無・有(内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併後存続(合併により設立)する法人の定款又は寄附行為の写し 2 合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)の名簿 3 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 	<p>合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>
<p>合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>				
<p>合併後存続(合併により設立)する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>				

改正前	改正後
<p>様式第5号</p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（合併）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の2第1項</u>の規定により次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称</p> <p>2 営業施設の所在地 千葉市 区</p> <p>3 承認番号 第 号</p> <p>4 承認の条件 この承認の効力は、合併の登記をもって生じる。</p> <p>付記 合併の登記を終えた日の翌日から起算して10日以内に合併後に存続（合併により設立）する法人の登記事項証明書を提出すること。</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>	<p>様式第5号</p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（合併）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業者の地位の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の3第1項</u>の規定により次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称</p> <p>2 営業施設の所在地 千葉市 区</p> <p>3 承認番号 第 号</p> <p>4 承認の条件 この承認の効力は、合併の登記をもって生じる。</p> <p>付記 合併の登記を終えた日の翌日から起算して10日以内に合併後に存続（合併により設立）する法人の登記事項証明書を提出すること。</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>

改正前	改正後
<p>様式第6号</p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（合併）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の2第2項</u>の規定により承認しない。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。 	<p>様式第6号</p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（合併）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業者の地位の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の3第2項</u>において準用する<u>同法第3条第2項（第3項）</u>の規定により承認しない。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

改正前

改正後

様式第7号(表)

様式第7号(表)

旅館業営業承継承認申請書(分割)

旅館業営業承継承認申請書(分割)

年 月 日

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

(あて先) 千葉市保健所長

主たる事務所の所在地	
名称	
代表者の氏名	(※)
<small>(※) 記名押印又は法人の代表者が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により法人の代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

主たる事務所の所在地	
名称	
代表者の氏名	(※)
<small>(※) 記名押印又は法人の代表者が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により法人の代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
分割により旅館業を承継する法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
分割前の法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
分割予定年月日	年 月 日			

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
分割により旅館業を承継する法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
分割前の法人	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
分割予定年月日	年 月 日			

手数料領収印 円	受 付 印
-------------	-------

手数料領収印 円	受 付 印
-------------	-------

改正前	改正後				
<p>様式第7号(裏)</p> <table border="1" data-bbox="159 288 1070 815"> <tr> <td data-bbox="159 288 875 815"> 分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 </td> <td data-bbox="875 288 1070 815"> 無・有(内容) </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し 2 分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)の名簿 3 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 4 現に交付を受けている旅館業営業許可証 	分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	無・有(内容)	<p>様式第7号(裏)</p> <table border="1" data-bbox="1122 288 2069 836"> <tr> <td data-bbox="1122 288 1861 836"> 分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 </td> <td data-bbox="1861 288 2069 836"> 無・有(内容) </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し 2 分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)の名簿 3 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 	分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	無・有(内容)
分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	無・有(内容)				
分割により旅館業を承継する法人の役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	無・有(内容)				

改正前	改正後
<p>様式第8号</p> <p style="text-align: center;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（分割）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の2第1項</u>の規定により次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉市保健所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称</p> <p>2 営業施設の所在地 千葉市 区</p> <p>3 承認番号 第 号</p> <p>4 承認の条件 この承認の効力は、分割の登記をもって生じる。</p> <p>付記 分割の登記を終えた日の翌日から起算して10日以内に分割により旅館業を承継した法人の登記事項証明書を提出すること。</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>	<p>様式第8号</p> <p style="text-align: center;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（分割）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業者の地位の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の3第1項</u>の規定により次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉市保健所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称</p> <p>2 営業施設の所在地 千葉市 区</p> <p>3 承認番号 第 号</p> <p>4 承認の条件 この承認の効力は、分割の登記をもって生じる。</p> <p>付記 分割の登記を終えた日の翌日から起算して10日以内に分割により旅館業を承継した法人の登記事項証明書を提出すること。</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>

改正前	改正後
<p>様式第9号</p> <p style="text-align: center;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（分割）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった旅館業の<u>営業の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の2第2項</u>の規定により承認しない。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉市保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。 	<p>様式第9号</p> <p style="text-align: center;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（分割）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった旅館業の<u>営業者の地位の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の3第2項</u>において準用する<u>同法第3条第2項（第3項）</u>の規定により承認しない。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉市保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

改正前

改正後

様式第10号(表)

様式第10号(表)

旅館業営業承継承認申請書(相続)

旅館業営業承継承認申請書(相続)

年 月 日

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

(あて先) 千葉市保健所長

申請者住所	
申請者氏名	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
被相続人との続柄	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

申請者住所	
申請者氏名	(※)
<small>(※) 記名押印又は本人が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。</small>	
生年月日	年 月 日
被相続人との続柄	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区	(電話)	
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
被相続人	氏名			
	住所			
相続開始年月日	年 月 日			

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区	(電話)	
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
被相続人	氏名			
	住所			
相続開始年月日	年 月 日			

手数料領収印	受 付 印
円	

手数料領収印	受 付 印
円	

改正前	改正後				
<p>様式第10号(裏)</p> <table border="1" data-bbox="159 288 1093 831"> <tr> <td data-bbox="159 288 898 831"> <p>申請者が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="898 288 1093 831"> <p>無・有(内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍の全部事項証明書、除かれた戸籍の全部事項証明書等又は法定相続情報一覧図の写し 2 相続人が2人以上ある場合にあつては、その全員の同意書 3 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 4 現に交付を受けている旅館業営業許可証 	<p>申請者が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>	<p>様式第10号(裏)</p> <table border="1" data-bbox="1122 288 2085 831"> <tr> <td data-bbox="1122 288 1877 831"> <p>申請者が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> </td> <td data-bbox="1877 288 2085 831"> <p>無・有(内容)</p> </td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍の全部事項証明書、除かれた戸籍の全部事項証明書等又は法定相続情報一覧図の写し 2 相続人が2人以上ある場合にあつては、その全員の同意書 3 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの) 	<p>申請者が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>
<p>申請者が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>				
<p>申請者が旅館業法第3条第2項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((7)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有(内容)</p>				

改正前	改正後
<p>様式第11号</p> <p style="text-align: right;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（相続）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の3第3項</u>の規定により次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉市保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称 2 営業施設の所在地 千葉市 区 3 承認番号 第 号 4 承認の条件</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>	<p>様式第11号</p> <p style="text-align: right;">千葉市指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継承認書（相続）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付で申請のあった旅館業の<u>営業者の地位の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の4第1項</u>の規定により次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉市保健所長 回</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 営業施設の名称 2 営業施設の所在地 千葉市 区 3 承認番号 第 号 4 承認の条件</p> <p>審査請求等について</p> <p>1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>

改正前	改正後
<p>様式第12号</p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（相続）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった旅館業の<u>営業の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の3第3項</u>の規定により承認しない。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。 	<p>様式第12号</p> <p style="text-align: right;">千葉県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">旅館業営業承継不承認書（相続）</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった旅館業の<u>営業者の地位の承継</u>については、<u>旅館業法第3条の4第3項</u>において準用する<u>同法第3条第2項（第3項）</u>の規定により承認しない。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県保健所長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不承認の理由</p> <p>審査請求等について</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

改正前	改正後
様式第13号～様式第16号（略）	様式第13号～様式第16号（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。